

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年12月27日認可した。

平成30年1月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）双子池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮東上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）湯谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本樋筋地区
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）太郎井堰地区